

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	江上裕子君	2 番	中川泰一君
3 番	水野忠宗君	4 番	渡辺保彦君
5 番	小宅宏君	6 番	鈴木準二君
7 番	山田成利君	8 番	広瀬隆博君
9 番	乾豊君	10 番	若山隆史君
11 番	藤墳理君	12 番	中村ひとみ君
13 番	富田栄次君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	早野博文君	副町長	藤塚康孝君
総務課長	藤塚正博君	企画調整課長	小森俊宏君
税務課長	桐山裕次君	健康福祉課長	酒井明美君
子育て推進課長	吉野敬子君	住民課長	岡野文紀君
建設課長	多賀靖君	都市計画課長	衣斐浩一君
産業課長	小竹武志君	上下水道課長	川瀬桂一郎君
会計管理者兼 会計課長	藤江和明君	消防主任	廣瀬太佳夫君
教育長	和田満君	教育次長兼 学校教育課長	小川裕司君
生涯学習課長	桑原和弘君		

3 職務のため出席した事務局職員

事務局長	高木智司	書記	石川敦詞
書記	小藪友香		

4 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 議第72号 垂井町監査委員条例の一部改正について

日程第3 議第73号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について

日程第4 議第74号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について

- 日程第5 議 第 75号 垂井町職員の給与に関する条例及び垂井町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- (1) 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正
 - (2) 垂井町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正
 - (3) 垂井町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正
- 日程第6 議 第 76号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正について
- (1) 垂井町税賦課徴収条例の一部改正
 - (2) 垂井町税の徴収等の特例に関する条例の一部改正
- 日程第7 議 第 77号 垂井町町営住宅条例の一部改正について
- 日程第8 議 第 78号 垂井町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- (1) 垂井町水道事業の設置等に関する条例の一部改正
 - (2) 垂井町公共下水道事業特別会計条例の廃止
 - (3) 垂井町農業集落排水事業特別会計条例の廃止
 - (4) 垂井町農業集落排水処理施設整備基金条例の廃止
 - (5) 垂井町浄化センター設置条例の廃止
 - (6) 垂井町内部組織設置条例の一部改正
 - (7) 垂井町情報公開条例の一部改正
 - (8) 垂井町職員定数条例の一部改正
 - (9) 垂井町税外収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例の一部改正
 - (10) 垂井町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正
 - (11) 垂井町下水道条例の一部改正
 - (12) 垂井町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正
 - (13) 垂井町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正
 - (14) 垂井町水道事業給水条例の一部改正
 - (15) 垂井町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正
- 日程第9 議 第 79号 指定管理者の指定について
- 日程第10 議 第 80号 令和5年度垂井町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第11 議 第 81号 令和5年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第12 議 第 8 2 号 垂井町手数料条例の一部改正について

日程第13 議 第 8 3 号 令和5年度垂井町一般会計補正予算（第6号）

日程第14 議会議案第2号 垂井町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

日程第15 議会改革特別委員会の設置の件

日程第16 議員派遣の件

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（若山隆史君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、9番 乾豊君、11番 藤墳理君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第1 諸般の報告

○議長（若山隆史君） 日程第1、諸般の報告を行います。

開会中に監査委員からの検査結果の報告が1件、選挙管理委員会からの通知が1件ありました。印刷してお手元に配付いたしてありますので、これをもって報告に代え、諸般の報告を終わります。

日程第2 議第72号 垂井町監査委員条例の一部改正について

○議長（若山隆史君） 日程第2、議第72号 垂井町監査委員条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第72号 垂井町監査委員条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議第73号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正につ

いて

○議長（若山隆史君） 日程第3、議第73号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第73号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議第74号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（若山隆史君） 日程第4、議第74号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第74号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議第75号 垂井町職員の給与に関する条例及び垂井町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

- (1) 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正
 - (2) 垂井町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正
 - (3) 垂井町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正
-

○議長（若山隆史君） 日程第5、議第75号 垂井町職員の給与に関する条例及び垂井町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第75号 垂井町職員の給与に関する条例及び垂井町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議第76号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正について

- (1) 垂井町税賦課徴収条例の一部改正
 - (2) 垂井町税の徴収等の特例に関する条例の一部改正
-

○議長（若山隆史君） 日程第6、議第76号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[挙手する者あり]

まず、原案に対する反対討論の発言を許可します。

討論は反対ですか。

[「反対です」と呼ぶ者あり]

では、5番 小宅宏君。

[5番 小宅宏君登壇]

○5番(小宅 宏君) 5番 小宅宏です。

私は、議第76号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。今回の主な改正の一つは、町民税の均等割に国税である森林環境税1,000円を上乗せして徴収するものです。

森林環境税は、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設されました。均等割に賦課するということから、非課税世帯以外は所得が少なくても課税されます。

また、経済活動を行っている企業には賦課されていません。本来、国やCO₂排出企業が引き受ける負担を国民個人に押しつけるものであり、大変不公平だと思います。

森林整備に使うということですので、これまでどおり国の一般会計で手当てされるべきと思います。災害の復興特別住民税が今年度で終了するのに合わせて、名前を変えて引き続き徴収することになり、安易な増税は認められません。

以上の理由で反対といたします。

○議長(若山隆史君) 次に、原案に対する賛成討論の発言についても許可いたします。

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者あり]

8番 広瀬隆博君。

[8番 広瀬隆博君登壇]

○8番(広瀬隆博君) 私は、議第76号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正について、賛成の立場で討論します。

これまでの東日本大震災の復興特別税が終了し、2024年度から森林環境税1,000円が徴収されるということになっております。

森林環境税は2024年度から施行されますが、森林環境譲与税は既に2019年度から施行されています。森林環境譲与税は、私有林、人工林面積、また林業就業者数及び人口による客観的な基準で案分して譲与されますが、森林が少なく人口の多い都市部に多く配分され、基金に積み立てているという問題もありますが、森林の比較的多い垂井町では、森林環境譲与税により防

災・減災対策型森林整備事業や、手入れが十分行き届いていない森林の整備を進めていくために森林所有者への意向調査を進められております。

手入れが十分に行き届いていない森林を放置しておく、土砂崩れなどの自然災害や、所有者が手放し、違法な開発行為などで森林破壊や土砂崩れの要因になってしまったりしますので、災害から未然に私たちの暮らしを守る有効な事業です。

森林環境税の使い道を十分に町民に伝えていただきたいことを申し添えて、この議案を賛成といたします。

○議長（若山隆史君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって討論を終結いたします。

採決は、起立により行います。

議第76号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議第77号 垂井町町営住宅条例の一部改正について

○議長（若山隆史君） 日程第7、議第77号 垂井町町営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第77号 垂井町町営住宅条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議第78号 垂井町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

- (1) 垂井町水道事業の設置等に関する条例の一部改正
- (2) 垂井町公共下水道事業特別会計条例の廃止
- (3) 垂井町農業集落排水事業特別会計条例の廃止
- (4) 垂井町農業集落排水処理施設整備基金条例の廃止
- (5) 垂井町浄化センター設置条例の廃止
- (6) 垂井町内部組織設置条例の一部改正
- (7) 垂井町情報公開条例の一部改正
- (8) 垂井町職員定数条例の一部改正
- (9) 垂井町税外収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例の一部改正
- (10) 垂井町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正
- (11) 垂井町下水道条例の一部改正
- (12) 垂井都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正
- (13) 垂井町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正
- (14) 垂井町水道事業給水条例の一部改正
- (15) 垂井町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正

○議長（若山隆史君） 日程第 8、議第78号 垂井町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第 1 日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第78号 垂井町水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議第79号 指定管理者の指定について

○議長（若山隆史君） 日程第9、議第79号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第79号 指定管理者の指定については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山隆史君） 御異議がありますので、採決は起立により行います。

議第79号 指定管理者の指定については、これを原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議第80号 令和5年度垂井町一般会計補正予算（第5号）

○議長（若山隆史君） 日程第10、議第80号 令和5年度垂井町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第80号 令和5年度垂井町一般会計補正予算（第5号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議第81号 令和5年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（若山隆史君） 日程第11、議第81号 令和5年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第81号 令和5年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議第82号 垂井町手数料条例の一部改正について

○議長（若山隆史君） 日程第12、議第82号 垂井町手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第82号 垂井町手数料条例の一部改正について、提案理由を御説明申

上げます。

戸籍法の一部を改正する法律の公布に伴い、本籍地以外での戸籍謄本等の交付事務及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行事務に係る手数料について新たに規定するほか、所要な改正を行うものでございます。

細部につきましては住民課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 住民課長 岡野文紀君。

○住民課長（岡野文紀君） 私からは、ただいま上程されました議第82号 垂井町手数料条例の一部改正について、補足説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、令和5年5月31日に公布された戸籍法の一部を改正する法律が令和6年3月1日から施行されることに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が令和5年12月6日に公布され、戸籍関係の証明等に係る手数料に関し、垂井町手数料条例について所要の改正を行うものでございます。

それでは、議案書と併せて新旧対照表の1ページから御覧ください。

別表1の部、戸籍法の施行に関する事務の1の項でございます。

戸籍法の改正により、戸籍謄本等の交付事務について本籍地以外での交付事務、いわゆる広域交付の運用が始まることから、規定を追加するとともに、磁気ディスクをもって調整された戸籍に記録されている事項の全部もしくは一部を証明した書面を戸籍証明書と改めるものでございます。

続いて、改正後の3の項でございます。こちらの項につきましては、新たに追加するものでございます。

他の行政機関への手続の際に添付する戸籍証明書等に代えて、電子手続のため戸籍電子証明書提供用識別符号を発行する事務が新たに追加されたことから規定するものでございます。

手数料につきましては、戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき400円とするものでございます。ただし、電子情報処理組織、いわゆるマイナポータルを利用し戸籍電子証明書提供用識別符号を発行する場合や、戸籍証明書等と同時に発行する場合には手数料を徴収しないことが規定されております。

続いて、改正後の4の項でございます。

改正前の3の項を4の項に改め、1の項と同様の規定を除籍謄本等の交付事務について追加するものでございます。

改正後の5の項につきましては、改正前の4の項について5の項に改めるものでございます。

続いて、改正後の6の項につきましては、改正後の3の項と同様の規定を除籍関係に係る除籍電子証明書提供用識別符号の発行事務について新規に追加するものでございます。

手数料は、除籍電子証明書提供用識別符号1件につき700円とするものでございます。ただし、電子情報処理組織、マイナポータルを利用し、除籍電子証明書提供用識別符号を発行する

場合や除籍証明書等と同時に発行する場合には手数料を徴収しないことも規定されております。

7の項につきましては、改正前の5の項について7の項に改め、届けなどの書類の証明書の交付事務が一部追加されたことから規定するものでございます。

8の項につきましては、改正前の6の項を8の項に改め、届けなどの書類を表示したものを閲覧に供する事務が一部追加されたことから規定するものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和6年3月1日から施行するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第82号 垂井町手数料条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議第83号 令和5年度垂井町一般会計補正予算（第6号）

○議長（若山隆史君） 日程第13、議第83号 令和5年度垂井町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第83号 令和5年度垂井町一般会計補正予算（第6号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出にそれぞれ1億1,300万円を追加し、予算総額を115億9,740万3,000円とするものでございます。

補正いたしますものは商工費で、ビジネス拠点施設整備等事業に係ります工事請負費及び負担金、補助及び交付金につきまして増額の措置を行いました。

財源につきましては、国庫支出金及び繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

次に、繰越明許費の補正につきましては、ビジネス拠点施設整備等事業に係ります経費を令和6年度に繰り越して実施することをお願いいたしますのでございます。

以上、細部につきましては総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 総務課長 藤塚正博君。

〔総務課長 藤塚正博君登壇〕

○総務課長（藤塚正博君） ただいま上程されました議第83号 令和5年度垂井町一般会計補正予算（第6号）につきまして、演壇におきまして補足説明をさせていただきます。

議案書、第1条でございます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億1,300万円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ115億9,740万3,000円といたしますのでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書7ページ、歳出から説明させていただきます。

款7商工費、項1商工費、目2商工振興費でございます。

9月議会定例会におきまして、旧東保育園を改修し、ビジネス拠点施設として整備するための経費につきまして、工事請負費で1億1,000万円をお認めいただいておりますが、建築資材の高騰などによりましてビジネス拠点施設整備工事の事業費に不足が生じたので、工事請負費で1億1,000万円の増額をお願いするものでございます。また、当該施設の進出促進のため、当該施設におきましてサテライトオフィスを開設される町外の事業者への進出企業支援金といたしまして、負担金、補助及び交付金で300万円の増額をお願いするものでございます。

財源の一部につきましては、国庫支出金が交付される見込みでございます。

続きまして、6ページ、歳入でございます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目6商工費国庫補助金でございます。

こちらは、デジタル田園都市国家構想交付金といたしまして290万3,000円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金でございます。収支の均衡を図るため、1億1,009万7,000円の増額をお願いするものでございます。

議案書のほうに戻っていただきまして、第2条でございます。繰越明許費でございます。

3ページ、第2表を御確認お願いいたします。

款7商工費、項1商工費、事業名、ビジネス拠点施設整備等事業でございます。

ビジネス拠点施設の整備、当該施設の活用推進、進出企業の支援などを行うものでございますが、年度内の完了が見込めないことから、これまでお認めをいただいております予算額及び今回増額補正をお願いしております予算額のうち2億3,600万円を令和6年度に繰り越して実施することをお願いいたしますのでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御理解賜りますとともに、御審議の上、御賛

同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第83号 令和5年度垂井町一般会計補正予算（第6号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議会議案第2号 垂井町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

○議長（若山隆史君） 日程第14、議会議案第2号 垂井町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

議会運営委員長 富田栄次君。

〔議会運営委員長 富田栄次君登壇〕

○議会運営委員長（富田栄次君） それでは、ただいま上程されました議会議案第2号 垂井町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について、提案説明を申し上げます。

令和4年12月16日に公布された地方自治法の一部を改正する法律により、議員個人による請負に関する規制が一部緩和されたことに伴い、垂井町議会議員と垂井町との間の同法第92条の2に規定する請負の報告や公表などに関する規定を定めることにより、透明性を確保し、もって議会運営の公正及び事務執行の適正を図るため本条例を制定するものです。

それでは、条例の内容につきまして順次御説明を申し上げます。

議案書を御覧ください。

本条例は5条で構成しております。

第1条は、条例の目的を定めるもので、先ほど御説明いたしました本条例の目的を規定しております。

続く第2条は、報告について定めるもので、前会計年度中に町と請負をした議員は、議長に対し、毎年6月1日から30日までの間に請負の状況を報告しなければならないことや、その報告事項また報告の訂正に関することをそれぞれ規定しております。

続く第3条は、報告の一覧の作成や公表について定めるもので、議長は請負状況の報告の一覧を作成するとともに公表をしなければならないことを規定しております。

続く第4条は、報告等の保存及び閲覧等について定めるもので、報告等の内容の保存期間を5年間とすることや、その閲覧や写しの交付が請求できること、また写しの交付の請求にあっては費用負担が生じることをそれぞれ規定するものです。

続く第5条は委任規定であり、条例の施行に必要な事項は議長が定める旨規定するものです。

最後に、附則としまして、この条例は公布の日から施行することとし、令和5年度における請負から適用することを定めております。

以上が、議会議案第2号 垂井町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についての提案説明でございます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議会議案第2号 垂井町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。

午前9時38分 休憩

午前9時48分 再開

○議長（若山隆史君） 再開いたします。

日程第15 議会改革特別委員会の設置の件

○議長（若山隆史君） 日程第15、議会改革特別委員会の設置の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議会改革に関する調査については、12人の委員をもって構成する議会改革特別委員会を設置し、これに付託の上、調査が終了するまで継続調査といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は12人の委員をもって構成する議会改革特別委員会を設置し、これに付託の上、調査が終了するまで継続調査に付することに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました議会改革特別委員会の委員の選任については、垂井町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議長を除く全議員12人を指名いたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました議長を除く全議員12人の諸君を議会改革特別委員会委員に選任することに決定しました。

しばらく休憩いたします。

午前9時50分 休憩

午前9時51分 再開

○議長（若山隆史君） 再開いたします。

休憩中に議会改革特別委員会が開かれ、委員長に富田栄次君、副委員長に広瀬隆博君が互選されましたので報告いたしておきます。

日程第16 議員派遣の件

○議長（若山隆史君） 日程第16、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件は、お手元に配付いたしましたとおり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件はお手元に配付いたしましたとおり派遣することに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま決定されました議員派遣の件について、変更を要する場合には議長一任といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長に一任することに決定しました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって

令和5年第6回垂井町議会定例会を閉会いたします。

午前9時52分 閉会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

垂井町議会議長 若 山 隆 史

会議録署名議員 乾 豊

会議録署名議員 藤 埴 理